

平成16年12月、基本法が制定され、我が国の犯罪被害者等施策は、新たな段階に進んだ。

それまでも、警察庁、法務省その他の関係省庁による施策が実施されていたが、これらの施策は、個別の省庁が時々の課題に対処して行ってきたものであり、犯罪被害者等の有する広範かつ多様なニーズの全般に 대응できていたわけではなかった。

そのような中、「様々な犯罪が跡を絶たず」、「国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない」（基本法前文）として、平成16年12月、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とし、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにして、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本構想を示した基本法が制定された。

基本法により、政府は、総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を盛り込んだ基本計画を策定することとされ、平成17年12月、各府省庁が実施すべき施策を5つの重点課題（①損害回復・経済的支

援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組）に整理した第1次基本計画が策定された。

第1次基本計画は、平成22年度末までを計画期間としていた。同計画については、「おおむね着実な推進が図られ、一定の成果をあげている。特に、『刑事手続への関与拡充への取組』『損害回復・経済的支援等への取組』については、被害者参加制度の創設、損害賠償命令制度の創設、犯罪被害給付制度の拡充など、大幅な制度改正がなされており、大きな進展が図られた」と評価され（平成22年10月13日犯罪被害者等施策推進会議決定）、23年3月、犯罪被害者等の権利利益の保護が一層図られる社会を目指し、第2次基本計画が策定された。

現在は、平成27年度末までを計画期間とする第2次基本計画に沿って、関係府省庁において、各種施策を実施しているところであり、第2章では、第2次基本計画に基づき26年度に講じた施策について、上記5つの重点課題ごとに記述する。

## 第1節 損害回復・経済的支援等への取組

### ① 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

#### (1) 日本司法支援センターによる支援

##### 【施策番号1<sup>※1</sup>】

ア 日本司法支援センター（通称：法テラス）では、民事法律扶助業務として、経済

的に余裕のない方が民事裁判等手続を利用される際に、収入等の一定の条件を満たすことを確認した上で、無料で法律相談を行い、必要に応じて弁護士・司法書士の費用

※1 第2次基本計画（P156）との対応状況を明らかにするために付したものの。

の立替えを行っている（日本司法支援センターホームページ「法テラスの目的と業務（民事法律扶助業務）」：[http://www.houterasu.or.jp/houterasu\\_gaiyou/mokuteki\\_gyoumu/minjihouritsufujo/](http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/mokuteki_gyoumu/minjihouritsufujo/)）。

犯罪被害者支援業務



提供：法務省

犯罪被害者等が、加害者から任意に損害賠償を受けることができず、弁護士等に委任して民事裁判等手続を通じて損害賠償を求める必要があるものの、弁護士費用等を負担する経済的な余裕がない場合には、民事法律扶助制度を利用することによって当該費用が立て替えられ、原則として毎月分

割で償還することになるので、経済的負担が軽減される。また、犯罪被害者等が、刑事手続の成果を利用して簡易迅速に犯罪被害の賠償を請求することを可能とする損害賠償命令制度（平成20年12月1日施行）の利用に当たっても、民事法律扶助制度を利用して弁護士費用等の立替えを受けることができる。

【施策番号2】

イ また、犯罪被害者支援の経験や理解があるとして弁護士会から推薦を受けている弁護士を、個々の状況に応じて紹介しており、平成27年4月現在、2,985人の弁護士を紹介用名簿に登載している。26年4月1日から27年3月末日までの紹介件数は1,491件であった。

日本司法支援センターでは、犯罪被害者等の支援に携わる弁護士によるサービスの質の向上を目指し、弁護士会や犯罪被害者支援団体との連携・協力の下、上記紹介用名簿に登載した弁護士等を対象とした犯罪被害者支援のための研修を共催している。

日本司法支援センターによる支援

| 業 務         | 平成20年度              | 平成21年度              | 平成22年度              | 平成23年度              | 平成24年度              | 平成25年度              | 平成26年度*             |
|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 犯罪被害者支援業務   |                     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |
| 精通弁護士紹介件数   | 696件                | 898件                | 929件                | 877件                | 1,013件              | 1,330件              | 1,491件              |
| 精通弁護士名簿登載者数 | 1,570人<br>平成21年4月現在 | 1,839人<br>平成22年4月現在 | 2,028人<br>平成23年4月現在 | 2,364人<br>平成24年4月現在 | 2,454人<br>平成25年4月現在 | 2,705人<br>平成26年4月現在 | 2,985人<br>平成27年4月現在 |

\*平成26年度は、速報値である。

提供：法務省

(2) 日本司法支援センターによる支援の検討及び施策の実施

【施策番号3】

第2次基本計画により、法務省及び日本司法支援センターにおいては、犯罪被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等の準備及び追行の過程で、代理人である弁護士等がカウンセラー等を犯罪被害者等との打合せに同席させることに対して、同センターが支援を行うことについて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施するとされた

ころ、平成26年4月から、支援を受ける要件を満たす場合に、同センターが実施する民事法律扶助制度による立替払の対象とすることとした。

(3) 損害賠償請求制度に関する情報提供の充実

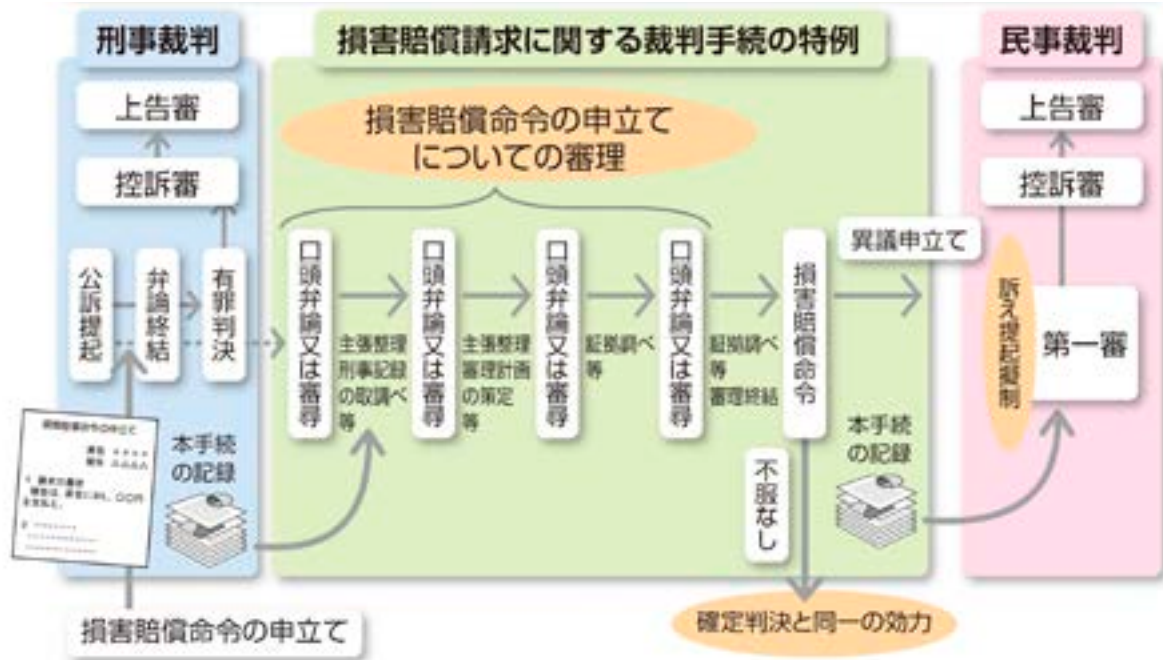
【施策番号4】

警察庁においては、「被害者の手引」(P87【施策番号170】参照)等により、損害賠償請求制度の概要等について、紹介している。

法務省においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」や犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」により、損害賠償請求に関し

刑事手続の成果を利用する制度（損害賠償命令制度）について紹介している（P72【施策番号117】参照）。

損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の概要



提供：法務省

損害賠償命令制度については、制度導入以降、平成26年12月末までに1,545件の申立てがあり、そのうち1,459件が終局した。その内訳は、認容が725件、和解が276件、終了（民事訴訟手続への移行）が194件、取下げが167件、認諾が60件、却下が21件、棄却が4件、放棄が1件等である<sup>※2</sup>。

また、これまで、多くの検察庁においては、「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」に基づき、没収・追徴された犯罪被害財産を被害者に被害回復給付金として支給するための手続である「犯罪被害財産支給手続」を行っている。

被害回復給付金支給制度



提供：法務省

※2 最高裁判所事務総局の資料による。

犯罪被害財産支給手続の状況

|       | 支給手続開始決定件数 | 開始決定時給付資金総額    |
|-------|------------|----------------|
| 平成21年 | 12件        | 1億951万6,365円   |
| 平成22年 | 12件        | 7,892万5,743円   |
| 平成23年 | 14件        | 2億604万1,619円   |
| 平成24年 | 23件        | 3億9,871万6,097円 |
| 平成25年 | 18件        | 約1億4,600万円     |

提供：法務省

刑事和解制度の状況

| 年次    | 事例数 |
|-------|-----|
| 平成22年 | 34  |
| 平成23年 | 30  |
| 平成24年 | 38  |
| 平成25年 | 29  |
| 平成26年 | 20  |

(注)

- 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
- 2 高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における被告人と被害者等の間で成立した民事上の争いについての合意内容を公判調書に記載した事例数である。

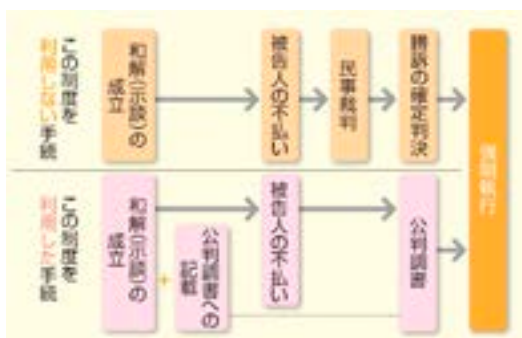
提供：法務省

(4) 刑事和解等の制度の周知

【施策番号5】

法務省においては、刑事和解の制度について解説した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」により、周知を図っている（P72【施策番号117】参照）。また、検察官に対しても、会議や研修等の機会を通じて刑事和解等についての理解を深めさせており、検察官が犯罪被害者等に対して適切に情報提供できるよう努めている。

刑事和解制度



提供：法務省

この制度による申立てが公判調書に記載された延べ数は、制度導入（平成12年11月）以降26年までの間に600件であり、うち26年は20件であった。

(5) 保険金支払の適正化等

【施策番号6】

ア 国土交通省においては、自賠責保険に関して、死亡等重要事案の支払審査のほか、保険会社等による被害者等に対する情報提供措置の義務付け、保険会社等への立入検査（平成25年度実績：65箇所）や重要事案の審査（平成25年度届出件数：9万2,394件）に伴う指示等を通じて保険金支払の適正化を図っている。また、自賠責保険金の支払い等に関する紛争処理のため、「自動車損害賠償保障法」に基づく指定紛争処理機関である、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構（<http://www.jibaiadr.or.jp/>）に対し、紛争処理業務に要する経費の一部を補助している。同機構では、被害者等からの紛争処理申請に基づき、弁護士や医師等が支払内容に関する審査・調停を行っている。平成25年度の紛争処理件数は、872件となっている。